

防災マニュアル

株式会社日新通

小さな目のクジラ

1 基本方針

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における虐待を防止するために、小さな目のクジラは、利用児及びその家族などからの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(2) 虐待の早期発見

日々の利用児のモニタリングにより、虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が表れた利用児については、速やかに担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。

(3) 市町村への通報

職員は、事業所内外での障がい児虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合は、これを速やかに市町村等へ通報する。

また、この通報をなした職員に関し、そのことを理由として、解雇その他不利益な取扱いは行わない。

2 虐待の定義

3 虐待の種類

4 職員の虐待行為

5 虐待防止責任者の責務

虐待防止責任者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う。

6 職員の責務

職員は日頃より、利用児のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる利用児を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

ここでいう「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには、速やかに所長又はマネージャー、管理者へ報告する責務を有する。

1 火災対応マニュアル

【消防計画について】

通報担当者	
初期消火担当者	
避難誘導担当者	
日常の自主検査の実施担当者	
定期の自主検査の実施担当者	

【火器設備器具について】

- ① 火器設備器具の周辺には、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- ② 火器設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れる時は、必ずスイッチを切ってください。
- ③ 火器設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障または破損したままで使用しないでください。
- ④ 地震時には、火器設備器具の使用を中止してください。
- ⑤ 終業時には、火器設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

【避難施設の維持管理について】

- 避難口、廊下、階段、避難道路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。

【避難施設の維持管理について】

- ① 建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。
- ② 倉庫、更衣室などを使用しない時は、施錠しておきましょう。
- ③ ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。
- ④ 事業所外の不審者に対しては、注意を払ってください。

【火災時対応】

- ① 通報連絡
 - ・119番通報します(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
 - ・所長又は管理者に連絡し、指示を受けてください。
- ② 消火活動
 - ・消火器を使って、消火活動を行います。
- ③ 避難誘導
 - ・避難口(出入り口)を開放し、避難口まで利用児、スタッフを誘導します。

2 地震対応マニュアル

- ① まず身の安全を図ってください。
 - ・蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- ② 火の始末を行ってください。
 - ・揺れを感じたら、火器設備器具の近くにいる者は、すぐにスイッチを切ってください。

経 過	行 動
<p>地震発生</p> <p>※約1分程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身を守る <ul style="list-style-type: none"> ・室内では、家具や冷蔵庫などから離れて、机やテーブルなどの下にもぐる ・屋外では、塀や建物のそばから離れる ○すばやく火の始末をする <ul style="list-style-type: none"> ・大声で「火を消せ」と叫ぶ ・ガスの元栓を閉める ○脱出口の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ドア、窓を開けて出入り口の確保をする ○傾斜地では安全な場所へ避難する
<p>揺れが収まったら</p> <p>※約2～3分程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○出火したら消火 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロ、ストーブ等の火を消す ○利用児の安全を確認 <ul style="list-style-type: none"> ・倒れた家具などの下敷きになっていないか等を確認 ○靴を履く ○外に出る時は慌てない <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀、自動販売機、川などには近づかない
<p>みんなの無事を確認</p> <p>火災の発生を防ぐ</p> <p>※約3～4分程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者やけが人がいないか確認 ○漏電、ガス漏れに注意 ○火災が発生した時は、大声で知らせる ○電話は、消防車や救急車を呼ぶ時など、緊急連絡を優先する
<p>ラジオなどで</p> <p>正確な情報をつかむ</p> <p>※約4～5分程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○避難する時は徒歩、持ち物は最小限に抑える (自動車での避難は行わないこと) ○避難する時、余裕があれば書き置きを残す ○正しい情報を聞く ○近隣で助け合いをする(高齢者、障がい者、子どもの安全確保)
<p>10分以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報、被害情報の収集 ○余震に注意する

3 風水害対応マニュアル

<p>風水害対策は 気象情報の収集</p>	<p>○ラジオ、テレビ、電話等で気象情報を正確につかむ</p> <p>○台風などによる被害が予想される時や災害が発生した時は、市や消防署などが避難や災害の状況等に関する広報を行います</p>
<p>屋外の点検</p>	<p>○窓、アンテナ等を必要に応じて補強する</p> <p>○ベランダの植木や小物など 飛ばされやすい物を取り込む</p> <p>○床上浸水の恐れがある場合は、家財道具などを移動する</p>
<p>屋内の点検</p>	<p>○停電に備えて懐中電灯や携帯ラジオを準備する</p> <p>○気象情報を注意深く聞く</p> <p>○断水に備えて飲料水を確保する</p>
<p>避 難</p>	<p>○火の始末、戸締りを確実にを行う</p>

避難の目安

○河川やその周辺

- ・ 川の水かさが急に増したり、流れが速くなっている
- ・ 川が「ゴーゴー」と音を立てて流れたり、川の中から「ゴロゴロ」と音がしている
- ・ 道路の側溝などから大量の水が溢れている
- ・ がけ地沿いの川の流れが ひどく濁ったり、流れの中に流木や大きな石が混じっている
- ・ 水位観測所の水位が 警戒水位を超えそうになっている

○がけとその周辺

- ・ 斜面から土砂が落ち始めたり、落石が発生している
- ・ 斜面から水が吹き出したり、流れ出していた水が急に止まった時
- ・ 斜面に亀裂ができたり、地鳴りが聞こえた時